

平成26年12月29日  
株式会社整理回収機構

### 特定回収困難債権の買取りについて

整理回収機構は、預金保険法第101条の2及び同法附則第15条の5第1項に基づき、下記のとおり特定回収困難債権の買取りをしましたので、お知らせします。

#### 記

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1. 買取期間       | 平成26年10月～12月        |
| 2. 買取債権元本額(計) | 143百万円(単位未満四捨五入)    |
| 3. 買取価格(計)    | 24百万円(単位未満四捨五入)     |
| 4. 買取債権数(計)   | 13件(1債務者につき1件として計上) |

以上

(本件照会先)  
株式会社整理回収機構 広報担当  
TEL 03-3213-7274